## くろしの安心情報

## 情報ファイル NO.7

平成19年1月10日

## 人生相談に出かけたら、相談料の他に、

き とうりょう

高額な祈祷料などを請求された…

被害内容

【相談者 80代女性 (県西部)】

新聞の折込み広告を見て、孫娘の縁談の相談をしようと出かけたところ、2千円の

相談料の他に、「家相が悪い。清めの塩とお札と祈祷が必要。」と祈祷料 150万円

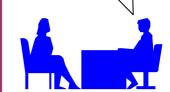
を払うよう言われ契約しました。とても高額なので解約を申し出たところ、「半額にす

るから払え!」と脅されました。怖くてどうしてよいかわからないのですが...。

## 対処方法

- ・これは、「開運商法」「霊感商法」と言われ、他人の不幸や不安につけ込み「災いを取り除くため」、「開運のため」と称して商品やサービスを売りつける手口です。
- ・この商法は、被害が高額になるだけでなく、精神的な被害を 伴うケースもありますので、注意が必要です。
- ·ク・リング·オフができる場合や、悪質な勧誘行為による解約ができる場合もあります。
- ·業者の説明や態度に不審な点があれば、早めに市町村相 談窓口、消費生活センターにご相談〈ださい。

「 家相が悪い! 除霊しないともっと 大変なことに...



発行: 〈らしの安心ネットとやま (事務局:富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076-432-9233 (消費生活相談) 076-433-3252 (金融相談) 高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談: 金融相談)